



長野県報

12月26日(木)

令和6年

(2024年)

第571号

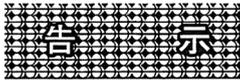
目次

告示

指定管理者の指定(文化振興課)	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	2
長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の規定の適用除外の公示(環境政策課ゼロカーボン推進室)	2
指定管理者の指定(4件)(スポーツ振興課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	4
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課)	5
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	6
公共測量の実施(建設政策課)	6
公共測量の終了(建設政策課)	6
車両制限令に基づく道路の指定(道路管理課)	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	7
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課)	8
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課)	8
林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課)	10
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)	10
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	11
特定調達契約に係る一般競争入札(医療政策課)	12
正誤(東北信運転免許課)	14

**長野県告示第664号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地**(1) 名称**

株式会社フードサービスシンプ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

文化振興課

長野県告示第665号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
松本協立病院	松本市巾上9番26号	令和9年12月27日
諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	令和10年1月7日

医療政策課

長野県告示第666号

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号。以下「条例」という。）第36条の規定により、条例の適用を除外する市町村の名称、適用を除外する条例の規定及び条例の規定の適用を除外する年月日を、次のとおり公示します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

条例の適用を除外する市町村の名称	適用を除外する条例の規定	条例の規定の適用を除外する年月日
南箕輪村	全部の規定（令和7年1月1日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設、条例の手続を行っている太陽光発電施設並びに南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和6年南箕輪村条例第12号）附則第2項の規定により同条例第8条から第15条まで及び第21条第1号から第4号までの規定を適用しないこととされた太陽光発電施設を除く。）	令和7年1月1日

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県告示第667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

長野市

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1613番地

2 指定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

スポーツ振興課

長野県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上田市

(2) 主たる事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

2 指定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

スポーツ振興課

長野県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

白馬村

(2) 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城7025番地

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

スポーツ振興課

長野県告示第670号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県立武道館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体

(2) 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

スポーツ振興課

長野県告示第671号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字横川字一ノ瀬2820、2847、2850、2855の2、2855の4から2855の6まで、2856から2859まで、2860の1、2860のロ、2861から2863まで、2865、2866の1、2866の2、2867から2870まで、2871の1、2871の2、2872、2886、2897の2、2898、2899の1、2899の2、2900から2904まで、2905の1、2905の2、2906の1、2906の2、2907の1、2907の2、2908の1、2908のイ、2909から2912まで、2913の1、2913の2、2914の1、2914の2、2915、2916の1、2916のロ、2917、2920の1、2920の2、2921の1、2921の2、2921のイ、2923から2929まで、2930の1、2930の2、2930のイ、2931、2932の1、2932のロ、2932のハ、2932のニ、2933から2944まで、2946の1、2946の2、2947から2950まで、2951の1、2951の2、2952から2956まで、2957の1、2957の2、2959、2960の1から2960の3まで、2961、2962の1、2962の2、2963の1から2963の3まで、2964、2966、2967の2、2968、2969の1、2969の2、2970の1、2970の2、2972の1、2972の2、2973

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第672号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡筑北村大沢新田532のへ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
(7) 主伐は、択伐による。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
(7) 主伐は、択伐による。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第675号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字北城字原ノ巾15861の5・字原ノ浦巾手15862の1・15862の4・15863の1（以上4筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第676号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和6年12月16日から令和7年2月28日まで
- 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第677号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 上田市基準点測量
- 作業期間
令和6年10月10日から令和6年11月26日まで
- 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第678号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 長野真田線	長野市松代町大字西寺尾字午新田1592番の1地先から 長野市松代町大字東条字中条2936番の2地先まで

2 指定する期日 令和7年1月1日

道路管理課

長野県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

和田野（1）及び和田野（2）

2 一部について指定を解除する区域

白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第680号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年12月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
ながの農業協同組合 ちくま殖生支所戸倉店	長野県千曲市大字千本柳347	長野県千曲市大字千本柳347 ながの農業協同組合 ちくま殖生支所戸倉店

会計課